



[ 参考資料 ]

## 学校における新型コロナウイルス感染症 出席停止期間

- 学校においては、新型コロナウイルス感染症の出停期間が「発症した後五日を経過」し、かつ、「症状が軽快した後一日を経過するまで」となっています。(令和5年4月28日文科省より公布・施行)  
最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となります。
- 発症日は、抗原検査キットの陽性反応が出た日ではなく、症状(発熱など)が始まった日です。
- 「症状が軽快」とは、解熱(体温が平常時の体温に戻る)したり、咳・鼻水等の症状が発症日当時よりも治まってきている状態のことを言います。
- また、文科省より「発症から 10 日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する」とされておりますので、10日を経過するまではマスク着用を推奨いたします。  
本人の特性により、マスク着用が難しい場合は学校に御相談ください。

### 【登校再開日 早見表】

	症状	発症日 0日目	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症日 6日目	発症日 7日目
例1	発症後1日目に症状軽快	発熱	症状軽快	症状軽快 1日経過	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	登校可	
例2	発症後2日目に症状軽快	発熱	発熱	症状軽快	症状軽快 1日経過	発症日 4日目	発症日 5日目	登校可	
例3	発症後3日目に症状軽快	発熱	発熱	発熱	症状軽快	症状軽快 1日経過	発症日 5日目	登校可	
例4	発症後4日目に症状軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	症状軽快	症状軽快 1日経過	登校可	
例5	発症後5日目に症状軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	症状軽快	症状軽快 1日経過	登校可

その後は、症状が軽快した日によって出席停止期間が順次延期されます。

学校登校に関して不安なことや疑問点がありましたら、担任を通して保健室まで御連絡ください。